

インターネット端末利用営業の

規制に関する条例の概要

平成 22 年 6 月 24 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒151-0051

渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5 金子ビル 401

Tel 03-5775-0728 Fax 03-5775-0763

e-mail : jun_asai@ys-office.co.jp

URL : <http://asai-office.jp/>

現在、インターネットカフェ等は、気軽にインターネットを利用したり、個室で自由に自分の時間を過ごすことができる場所となっている一方で、その匿名性を悪用し、また、とりわけ個室においてはその密室性から、不正アクセスによる顧客データの不正入手、他人を誹謗中傷する書き込み等の犯罪が後を絶たず、また、それら以外の犯罪等も多く発生している現状があります。

そこで、個室や個室に類する施設を設け、インターネットを利用することができるようにしている営業者に対し、本人確認義務等を課す規制を行い、営業者によるインターネット利用の管理体制の整備の促進及びインターネットカフェ等を利用したハイテク犯罪の防止を図ることで、それ以外の各種犯罪・事案を防止することも含めて、本条例は平成 22 年 7 月 1 日から施行されることとなりました。違反業者には営業停止命令が出され、違反業者が命令に従わない場合は、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金とする罰則も設けられています。

1. 届出義務

都内で店舗を設けてインターネット端末利用営業を営もうとする場合は、**営業開始の 10 日前までに、店舗ごとに、東京都公安委員会（店舗を管轄する警察署）に営業開始届出書を提出しなければなりません。**※条例施行前から営業している店舗も届出の義務があります。7 月中に営業開始届出書の提出が必要です。

この届出には、添付書類として、店舗の平面図・申請人が個人の場合は住民票、法人の場合は定款や登記事項証明書が必要です。

また、営業の届出事項に変更が生じた場合は変更届出書、営業を廃止したときは廃止届出書の提出も義務付けられています。

※この届出は、当該変更または廃止の日から 10 日以内に行わなければなりません。ただし、店舗の所在地変更の場合は、変更届ではなく、廃止届出書と新たな営業開始届出書の提出が必要です。

2. 本人確認義務

インターネット端末利用営業者は顧客に対し、店舗にてインターネット利用のサービスを提供する際、その顧客について本人確認を行わなければなりません。

（氏名・住居及び生年月日）

※店舗内の個室等以外の場所でサービス提供する際にも、本人確認を行う必要があります。

本人確認の際には、運転免許証等の本人確認書類の提示を受けることが必要です。

3. 本人確認記録の作成及び保存義務

本人確認を行った場合は、記録簿を作成して、サービス提供終了日から 3 年間保存しなければなりません。

利用者に提供した通信端末機器を特定するための事項に関する記録も作成し、これも 3 年間保存する必要があります。

4. 営業者の責務

セキュリティ対策ソフトを備えた通信端末機器、防犯カメラの設置等、利用者が安心して使用できる環境を提供するよう努めなければなりません。

前述のとおり、これまでネットカフェ等を営業されてきた事業者様については、7 月中に警察署へ届出が必要です。

提出書類の準備にも時間がかかりますので、早めに準備をし、申請を行うようにしましょう。

以上